

砂利採取法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 広島県規則第四十一号

#### 砂利採取法施行細則の一部を改正する規則

砂利採取法施行細則（昭和四十三年広島県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。  
第二条第四号を削り、同条第五号中「別記様式第五号」を「別記様式第四号」に改め、同号を同条第四号とする。

第三条中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第五条を第六条とする。

第四条中「及び採取計画規則」を「採取計画規則及びこの規則」に改め、一（河川管理者である場合を含む。以下同じ。）を削り、「提出機関」を「提出先」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（業務に関する報告）

第四条 法第十六条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る砂利の採取に伴う災害が発生したときは、速やかに別記様式第五号による砂利採取災害報告書を知事（河川管理者である場合を含む。以下同じ。）に提出するものとする。  
別表を次のように改める。

#### 別表（第五条関係）

書類の区分	提出部数	提出先
一 登録規則第二条の書類 二 登録規則第四条の書類 三 登録規則第五条の書類 四 登録規則第六条の書類	正本一通及び写し一通	土木局総務管理部技術企画課
一 登録規則第十条の書類 二 登録規則第十二条の書類 三 登録規則第十四条の書類 四 第六条の書類	正本一通	
一 採取計画規則第三条の書類 二 採取計画規則第四条の書類	正本一通及び砂利採取場が所在する市町の数に三を加えた数の写し	砂利採取場の所在地を管轄する建設事務所（当該所在地が建設事務所の支所の担当区域内である場合は当該支所、当該所在地が広島港、小用港、大柿港、鹿川港、中田港及び三高港の港湾区域、草津漁港、五日市漁港、美能漁港、畑漁港、深江漁港及び柿浦漁港の漁港区域並びに広島市似島海岸（地先海岸を含む。）内
一 法第二十条第二項の書類 二 採取計画規則第五条の書類 三 採取計画規則第六条の書類 四 第四条の書類	正本一通及び写し一通	

である場合は広島県広島港  
湾振興事務所)

別記様式第四号を削り、別記様式第五号を別記様式第四号とし、同様式の次に次の様式  
を加える。

砂利採取災害報告書

平成 年 月 日

様

住所  
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名 〕  
④

1 発生日時 平成 年 月 日 ( 曜日 )  
時 分 頃

2 発生場所 事業所名  
所在地  
災害発生箇所  
(図面, 写真を添付すること。)

3 被害の状況 人的  
物的  
第三者

4 災害の概要

5 原因

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第六号中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。